

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか	○		部屋の広さに合わせて児のクラス編成(人数)しているが、活動内容によっては手狭感を感じることも。
	②	職員の配置数は適切であるか。	○		
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	○		トイレ、手洗い場、個人のロッカー、玩具の場所などを定め、自発的な行動へ繋がる環境作りをしている。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	○		・室内を広く使って活動ができるように工夫している ・毎日の掃除、使用した物(椅子・机・玩具)、トイレ等は消毒を徹底して行なっている。
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか	○		改善が必要とされることは、その都度クラス単位で話し合い、リーダー会で意見交換し、より良い支援、より良い職場環境を目指している。
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	○		毎年1回、保護者に園評価を実施している。ご意見やご指摘を真摯に受け止め、より良い支援に繋げる為に、検討している。
	⑦	事業者向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	○		・保護者の園評価は集計して書面で配布。 ・事業者向け評価表はホームページで公開。
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか		○	第三者による評価は行っていない。
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	○		感染症感染拡大の影響を受け、外部研修会への参加は控えました。
適切な援助の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか	○		・年二回、アセスメントを実施。 ・保護者に児の家庭での様子を書面に記入して頂き、園での様子を踏まえながら担任で目安となる目標を検討。 ・年3回、個別支援計画を作成する為の実施。
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	○		保護者に記入の「家庭での様子」・アセスメント1、アセスメント2を実施。内容の見直しは都度実施。
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	△		・就学先や転園先(保育園・幼稚園等等)とは保護者の承諾を得て「引継ぎ連絡票」の作成、及び訪問や電話で引継ぎを行なっている。 ・降園後に他事業所(日中一時支援事業所)を利用している児には、「連絡帳」と口頭で引継ぎを行なっている。 ・医療関係、他種連携は行っていない
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	○		・毎日、個別支援計画に沿った個々の記録をしている。 ・日々の振り返りの中で支援方法や関わり方の検討。
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っているか	○		担任3人でクラス全体、個々の発達段階を把握しながら活動の方向性を決める。
⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	○		週替わりで活動リーダーが日々の活動内容とねらいを定めて、他担任と共有しながら行っている。	

適切な援助の提供	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成しているか		○	主に集団活動での療育。個別療育を療育活動として位置付けていない。	
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか		○	毎朝、送迎前に朝礼時に各クラス、児発管より確認。	
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか		○	毎夕、送迎後に終礼実施。各クラス、児発管より報告。	
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか		○		
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか		○	年二回、モニタリングを実施。モニタリングを踏まえて個別支援計画の検討、見直しをしている	
	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか			○	
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか		○	各々、必要に応じて関係機関との連携を図っています。	
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか	/	/		
	㉔	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えているか	/	/		
	㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか		○		
	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか		○		
	㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	/	/		
	㉘	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか		△		保育園や幼稚園での交流保育を希望する児、保護者の支援を行っている。
	㉙	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか		△		
	㉚	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか		○		連絡帳、面談、電話で共通理解に努めている。
㉛	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っているか		△		ペアレントトレーニングは行っていない。	

適切な援助の提供	③②	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	○		
	③③	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか	○		
	③④	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	○		
	③⑤	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか	○		
	③⑥	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速にかつ適切に対応しているか	○		面談や相談はいつでも受けている。
	③⑦	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	○		保護者会資料やとらのこ便りの発行。
	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意しているか	○		
	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	○		・児に対して「見える」ように配慮（言葉、身振り、カード等） ・保護者に電話連絡等をする際は、相手のご都合を伺う。
	④⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか		○	
	④⑪	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか	○		・各緊急時マニュアルを職員で周知し、意識の低下防止の為、防災係や看護師から定期的に確認の場を設けている。 ※防犯マニュアルは検討中。 ・保護者参加の引き渡し・災害伝言ダイヤル訓練実施。
	④⑫	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	○		毎月1回、地震や火災、怪我人対応等を想定した訓練を児と共に実施。
	④⑬	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しているか	○		必要に応じて、看護師との面談や医師による意見書をもとにマニュアルの作成。
	④⑭	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか	○		医師による生活管理指導表に基づき、給食提供。
	④⑮	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか	○		ヒヤリハットは日々、その日のうちに全体で周知している。記入した書面は職員室に置き、誰でも閲覧できる。
	④⑯	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	○		外部研修・内部研修・職員の気付きにより自分の支援も振り返りをする機会を設けている。
④⑰	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了承を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか	○		個別支援計画を作成する面談の中で、本人の意にそぐわない支援ややむを得ない身体拘束は保護者に承諾を得て、記載している。	